

# 第18回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告  
連結財政状態計算書  
連結損益計算書  
連結持分変動計算書  
連結注記表  
貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告  
会計監査人の監査報告  
監査委員会の監査報告

上記事項は、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://info.cookpad.com/ir>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しています。

クックパッド株式会社

# 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

### ① 経営成績

当社グループは「毎日の料理を楽しみにする」というミッションの下、日本のみならず世界中の料理の作り手を増やすべく、料理に関する様々な課題解決に向けた積極的な投資を行っています。このミッションについて、当社グループの事業活動の目的・存在意義を明確にするため、定款に「当社は、『毎日の料理を楽しみにする』ために存在し、これをミッションとする。」「世界中のすべての家庭において、毎日の料理が楽しみになった時、当社は解散する。」という記載をしています。

世界中の人々の生活は資本主義体制の中で非常に豊かになりました。貧困に悩む人は減り、医療技術の革新により人類の寿命は長くなりました。しかしながら、生活は豊かになりましたが、肥満や生活習慣病、バーチャルな人間関係の偏重がもたらす心の病は増加しました。また、「地球」の健康という意味でも、CO2排出量の増加、オゾン層の破壊、土壌や海洋の自浄作用を超えた汚染等大きな犠牲を払ってきました。

外食やデリバリーの普及によって、安くて美味しいものが手軽に食べられるようになりましたが、それらの食品を流通させるために、多くの森林が伐採され、ゴミも増え続けています。結局、今まであった問題を解決する中で、また新たな問題を作っているに過ぎないのではないかと当社グループは考えています。

ひとの健康に必要なものは、食事、運動、睡眠といわれています。世界でもっとも頻度高く行われている社会活動は、家族での食事です。つまり食は、地球にも、ひとにも、社会にも大きな影響を与えているといえます。この食の良し悪しが地球と、ひとと、社会のこれからの分岐点になると思っています。

当社グループは、食の世界を良くするには、「作り手を増やすこと」が重要だと考えています。資本主義社会では、どうしても利益の追求が優先され、結果、地球の未来を犠牲にすることが多くなりますが、作り手になると様々な「気づき」が増え、より正しいと思う考えに基づいて「自ら変える力」が強くなります。「作り手」で居続けてもらうためには、料理が楽しみに、それも、毎日楽しみになる仕組みづくりが必要だと思うのです。料理をもっとクリエイティブで楽しいものにしたい。「つくること」をワクワク楽しいことにしたい。「作業」ではなくどんどんうまくなるものにしたい。料理をとおして、他の人とのつながりが楽しみとなり増えていくようにしたい。そんな風に考えています。世界中の70億人の中には、すでに料理を楽しんでいる「作り手」がたくさんいます。そのひとたちのエネルギーや、知恵や、思いや、気持ちが人々を励まし助けになるようなコミュニティをつくりたいと思っています。

新型コロナウイルス感染症が流行し始めてから2年が経過し、世界中の人々の「新しい生活様式」の働き方やライフスタイルは大きく変わりました。未曾有の危機において、心

身の健康を維持することの難しさにも直面することになりました。このような状況下でも、当社グループは個人の生産性を高め、プロダクト開発及び事業展開を加速し、人々の生活に必要な不可欠なサービスとなることを目指す中で、「つくり手」や生活者との物理的距離を縮め、料理に関する様々な課題に迅速に対応する必要性を感じ、本社を2021年5月、神奈川県横浜市のWeWorkみなとみらいに移転、在宅勤務やWeWorkの他拠点を利用した新しい働き方を開始しました。

今後とも当社グループは地球、ひと、社会、の健康を「毎日の料理を楽しみにする」ことによって実現し、企業価値の向上と株主価値の最大化に向けて邁進していきます。

当社グループは、国内においては、料理レシピ検索・投稿サービス「クックパッド」をはじめ、買い物をもっと自由にする生鮮食品EC「クックパッドマート」、料理が楽しくなるマルシェアプリ「Komerco」、料理動画サイネージ「cookpad store TV」や、有名人と一緒に料理を楽しめる「cookpadLive」等の運営を行っています。海外においては、「クックパッド」のグローバルプラットフォームを、世界73カ国、31言語（日本を除く）で展開しています。

当連結会計年度における売上収益は10,004百万円（前期比9.8%減）となりました。これは国内レシピサービス会員売上及び国内レシピサービス広告売上において、売上収益が減少したことによります。販売費及び一般管理費は12,243百万円（前期比16.3%増）となりました。これは主に新規事業に積極的な投資を行っていること、及び為替の変動により海外の費用が増加したこと等によります。この結果、営業損失は2,632百万円（前期は227百万円の利益）税引前当期損失は2,595百万円（前期は210百万円の利益）となりました。親会社の所有者に帰属する当期損失は、法人税等の計上及び繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額の計上があった一方で、CookpadTV株式会社において非支配持分に帰属する当期損失が発生したことにより、2,380百万円となりました。

## ② セグメントの業績

当社グループは、「毎日の料理を楽しむにすること業」の単一セグメントであります。売上収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

事業別売上収益	当連結会計年度	
	自 2021年1月1日	至 2021年12月31日
毎日の料理を楽しむにすること業		10,004
国内レシピサービス会員売上		6,943
国内レシピサービス広告売上		2,080
その他売上		980

### 【国内レシピサービス会員売上】

国内で展開している「クックパッド」のレシピサービスの会員事業の売上収益となります。

当連結会計年度における国内レシピサービス会員売上は6,943百万円（前期比5.2%減）となりました。これは主に、2021年3月下旬より各通信キャリアが提供を開始した低価格プランに移行したユーザーがキャリアによる月額課金決済を継続できない状況となり、自動退会となったことでプレミアム会員数が183.2万人（前期末は200.8万人）となったことによります。

### 【国内レシピサービス広告売上】

国内で展開している「クックパッド」の広告事業の売上収益となります。

当連結会計年度における国内レシピサービス広告売上は2,080百万円（前期比26.2%減）となりました。これは、「クックパッド」に掲載するバナー広告の売上が減少、ネットワーク広告が、販売数、単価共に下落したこと等によります。

### 【その他売上】

CookpadTVにかかる売上、レベニューシェア型の売上、出版関連の売上、クックパッドマートの売上、及び海外の売上収益等となります。

当連結会計年度におけるその他売上は、980百万円（前期比2.8%増）となりました。これは通信キャリアとのレベニューシェア型の売上収益がサービス終了に伴い減少したものの、国内の新規事業にかかる売上収益が増加したこと等によります。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、「毎日の料理を楽しみにする」というミッションを掲げ、長期的な成長のための投資を行っています。この期間に下記の3つを達成したいと考えています。

### ① 「クックパッド」を世界中で使われるサービスにすること

「クックパッド」は、国内では幅広く認知されたサービスに成長しています。海外においても、徐々に利用者が増加している状況です。これからもますます世界中の人々に利用されるサービスにしていきます。

### ② 「便利」なサービスから、「楽しみになる」サービスにすること

当社は、一人ひとりの生活者がつくり手になると、気づきが増えて、家族や、地域社会、地球の健康にとってより良い判断をするようになると信じています。したがって、便利にとどまることなく、つくり手であり続けることの意義を感じる楽しいサービスにしていきます。

### ③ レシピサービスにとどまらず、料理を取り巻くバリューチェーンの中で、つくり手を増やすためのサービスを展開すること

家庭で食事をする上では、種や苗のつくり手、農家、加工や物流の業者、食器やキッチン用品の製造者等多くのつくり手が関わっています。このバリューチェーンのつくり手が増え、つくり手のこだわりが、生活者に伝われば伝わるほど、料理は楽しみになっていく可能性が増えます。これらのつくり手の支援に当社は注力していきます。

### (3) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2018年12月期)	第 23 期 (2019年12月期)	第 24 期 (2020年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度 2021年12月期)
売 上 収 益 (百万円)	11,876	11,753	11,095	10,004
税 引 前 当 期 利 益 (△ 損 失) (百万円)	1,449	269	210	△2,595
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失) (百万円)	407	△968	479	△2,380
基本的 1 株当たり当期利益 (△損失) <sup>(注)1</sup> (円)	3.78	△9.01	4.46	△22.41
総 資 産 (百万円)	28,209	27,205	26,512	23,863
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	24,472	23,363	23,323	21,029
1 株当たり親会社所有者帰属持分 <sup>(注)1</sup> (円)	227.75	217.30	216.74	201.22

- (注) 1. 基本的 1 株当たり当期利益 (△損失) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1 株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しています。
2. 当連結会計年度より、会計方針の変更を行っており、第24期については遡及処理後の数値を記載しています。詳細は、「連結注記表 3. 会計方針の変更に係る事項」をご参照ください。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しています。

### (4) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事 業 部 門	事 業 内 容
毎日の料理を楽しむに事業	レシピサービス「クックパッド」及び その他インターネット・メディアの企画及び運営
国内レシピサービス会員事業	国内「クックパッド」の一部機能の有料提供
国内レシピサービス広告事業	国内「クックパッド」における広告掲載

### (5) 主要な拠点 (2021年12月31日現在)

クックパッド株式会社	日本 神奈川県横浜市 英国 ブリストル
------------	------------------------

## (6) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
487 (107)名	60名減少

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員は( )内に最近1年間の平均人員を外数で記載していません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
376 (58) 名	39名減少	34.6歳	3.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員は( )内に最近1年間の平均人員を外数で記載していません。

## (7) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

特に記載すべき主要な借入先はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 331,776,000株
- (2) 発行済株式の総数 107,429,400株  
(自己株式3,219,061株を含む)
- (3) 株主数 54,163名

### (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
佐野陽光	46,582,800株	44.70%
立花証券株式会社	6,343,300株	6.09%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,428,300株	5.21%
MSIP CLIENT SECURITIES	3,928,500株	3.77%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	2,169,500株	2.08%
諸藤周平	1,600,000株	1.54%
古川良太	771,600株	0.74%
平尾丈	706,900株	0.68%
野村証券株式会社	675,520株	0.65%
橋本健太	520,000株	0.50%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (3,219,061株) を控除して算出しています。  
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しています。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬

33百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

(注) 1. 当社の会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 会計監査人の報酬等について監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法又は公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査委員会はその事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査委員会規程に基づき、会計監査人の解任又は会計監査人の不再任決議を、株主総会の付議議案とすることを取締役会に申請し、取締役会はこれを審議することとなっています。

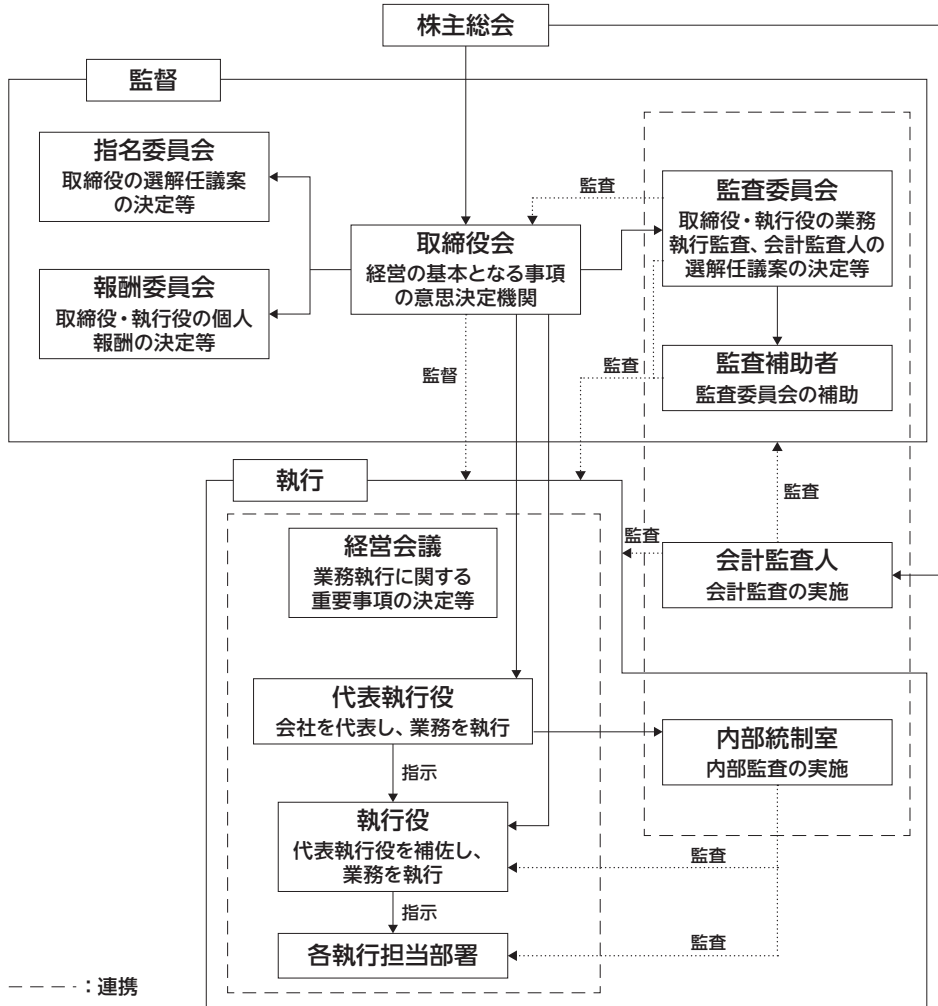
#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。

#### 4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

コーポレートガバナンスに対する取組

<コーポレートガバナンス体制図> (2021年12月31日現在)



執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア コンプライアンス体制

- ① 当社は、取締役会により定められたコンプライアンス・リスク管理規程に基づき、当社の企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます）に関するコンプライアンス体制を整備します。
- ② 当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

イ 内部通報窓口の設置

当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。

ウ 監査の実施

- ① 代表執行役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査委員会に報告する体制とします。
- ② 監査委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、執行役の職務執行を監査します。

エ その他

- ① 当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等の社内規程に基づき、適正に処分を行います。
- ② 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ③ 反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、「反社会的勢力対応規程」を策定し、新規取引先の全てについて、反社チェックを行います。

(2) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア 執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

イ 取締役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できることとします。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア ユーザーが安心して当社のサービスを利用できることを事業の中核とする会社として、ユーザーからの信頼を獲得・維持することをリスク対策における最重要課題とします。
  - イ 過半数が社外取締役から構成される取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。
  - ウ リスク管理委員会は、業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、個別のリスクごとに責任部門を定め、リスクの低減と防止のため、当社のリスクを網羅的・包括的に洗い出した上、当該リスクを分析・評価し、当該リスク発生の予防活動及び危機発生に備えた対応を行うと共に、リスク管理の状況を適宜、代表執行役及び取締役会に報告します。
  - エ 当社は、情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティ体制の確立・強化を推進します。また、当社は、情報セキュリティ管理のグローバル・スタンダード基準とされるISMSへの適合認証を取得し、これにより、当社の情報セキュリティマネジメントシステムを実施します。
  - オ 企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表執行役を本部長とする危機対策本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。
  - カ 監査委員会及び内部統制室は、リスク管理体制の実効性について監査します。
- (4) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア 各執行役の職務は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた「決裁規程」に基づき意思決定を行うこととします。
  - イ 当社は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うと共に、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理します。
- (5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - ① 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告及び重要な意思決定に関する事項の報告を受け、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。
    - ② 子会社において、企業活動に関する重要な法令等違反の行為又は危機が発生した場合には、原則として、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、子会社の役員及び従業員は、速やかに当社が指定する方法により当社に報告するものとします。

#### イ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス・リスク管理規程を策定し、同規程において必要に応じて子会社にリスク管理を行うことを求めると共に、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- ② 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループ全体のリスク管理推進にかかわる課題・対応策を審議します。
- ③ 当社は、当社と各子会社のリスク管理に関する責任者との間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ④ リスク管理委員会は、子会社における企業活動に関する危機の報告を受領した場合には、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、必要に応じて、当社代表執行役を本部長とする危機対策本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

#### ウ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」を策定します。
- ② 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する体制を構築させます。
- ③ 子会社管理について、当社から子会社に役員を派遣することにより、子会社を指導・育成します。
- ④ 当社は、必要に応じて、子会社に対して、法務業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築します。
- ⑤ 当社は、各子会社の中期経営計画を承認し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うと共に、年度ごとの子会社別目標を設定し、実績を管理します。

#### エ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、子会社の取締役及び使用人が適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築します。
- ② 当社は、必要に応じて、子会社に対して、啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- ③ 当社は、当社子会社における法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、原則として、子会社においても、当社に設置した内部通報窓口を利用できるものとします。
- ④ 当社は、子会社に、取締役ないし監査役を派遣し、業務執行の業況について把握すると共に、主要な子会社については、当社による内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

オ 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ① 当社では、監査委員会の職務を補助するため、監査委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査補助者」といいます）を設置することができるものとします。なお、当該職務を補助すべき取締役は置かないものとします。
- ② 監査補助者は、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従うものとします。また、当該使用人の執行役からの独立性を確保するため、当該使用人の選任及び解任は、監査委員会の決定にて行うことができるものとします。
- ③ 監査補助者の指示の実効性を確保するため、当該使用人が、取締役会及び経営会議並びにリスク管理委員会に出席する機会を確保します。

カ 当社の監査委員会への報告に関する体制

- ① 執行役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査委員会に定期的に報告を行うほか、監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとします。執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査委員会に当該事実を報告するものとします。
- ② 子会社の役員は、監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとします。子会社の役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、リスク管理委員会及び取締役会を通じて、監査委員会に当該事実を報告するものとします。また、当社監査補助者は、定期的に監査委員会において、当社監査委員に対して、子会社におけるコンプライアンス・リスク管理等の現状を報告するものとします。
- ③ 当社は、監査委員会への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程及びコンプライアンス・リスク規程に定める等して、当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

キ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。
- ② 監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けると共に、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。
- ③ 監査委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行う等連携を密にし、会計に関する監査を行います。
- ④ 当社は、監査委員がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

- ・内部通報規程に基づき、当社の従業員を社内窓口とし、外部の弁護士を社外窓口とする通報者のプライバシーに配慮した内部通報制度を運用しました。
- ・内部者取引管理規程に基づき、新たに入社する全従業員に対して、不適切な内部者取引の防止にかかるeラーニングを実施しました。
- ・内部監査規程に基づき、内部統制室により毎月実施される内部監査を通じて、各部署における法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図りました。

(2) リスク管理

- ・取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性を十分に検証しました。
- ・コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、全執行役及び全本部長を構成員とするリスク管理委員会を設置の上、当社のリスクの洗い出しと分析・評価を行いました。
- ・情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティ管理のグローバル・スタンダード基準とされるISMSの維持審査を受けました。
- ・内部監査規程に基づき、内部統制室により毎月実施される内部監査を通じて、各部署における業務上のリスクの把握・確認を行い、必要に応じて適宜改善を図りました。

(3) 子会社経営管理

- ・関係会社管理規程に基づき、非上場子会社が重要事項を決定する場合、当社の経営会議において事前に承認をしています。また、同規程に基づき、非上場子会社から財務状況及びその他の状況について、毎月報告を受けました。
- ・内部監査規程に基づき、当社の内部統制室が非上場子会社に対する内部監査を実施しました。

(4) 監査委員会

- ・監査委員会は、3ヶ月に1回以上開催され、監査委員相互の情報交換を行うと共に、監査補助者からの報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務についての調査を行いました。
- ・監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部統制室と連携を図り、内部統制室の実施した当社及び子会社に対する監査の内容及び結果につき報告を受け、またそれに対する指示を行い、監査の実効性の向上を図りました。
- ・監査委員会は、会計監査人との密な連携を図ると共に、四半期ごとに会計監査人からの報告を受け、必要に応じて説明を求め、また情報交換を行うことで、会計に関する監査を行いました。

## 5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2021年12月24日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めると共に、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)を導入することに関して決議を行いました。

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるべきか否かは株主の皆様への決定に委ねられるものと考えています。

ただし株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案において、大規模買付行為等により、当社グループの企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがあり、当社グループの企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、当社取締役会は、大規模買付者を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものと考えます。その場合当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の義務として、法令等及び当社の定款によって許容される限度において、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えています。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### ア 当社グループの事業内容とMission

当社グループは、「毎日の料理を楽しむに作る」というMissionを掲げ、定款第2条においても当該Missionを定め、料理レシピの投稿・検索サービス「クックパッド」の運営を主たる事業としています。当社グループは、このMissionのもと、個人と社会と地球が抱える様々な課題を、料理をとおして見つけ、考え、解決し、これからの時代にふさわしい豊かさをつくっていくことを当社の使命と考え、会社の経営の基本方針としています。

#### イ 企業価値向上に向けた取組み

「クックパッド」は、毎日の料理に対する「今日、何つくろう」という課題を解決するユーザー投稿型のプラットフォームとして、国内で幅広く認知されるサービスに成長しました。



しかし、「毎日の料理を楽しみにする」というMission実現のためには、社会と地球が抱える様々な課題を解決していかなければならないと考えています。なぜなら、料理をつくることは健康なからだをつくることであり、それは、豊かな社会をつくり、地球のこれからをつくることであると考えているからです。当社は、この考えに基づき、料理のつくり手を増やすことがMission実現のために必要であると位置づけています。

そこで、当社グループは、2017年より10年間で投資フェーズと定め、下記の3つの目標を掲げ、企業価値の向上と株主価値の最大化に向けて取り組んでいます。

① 日本中心のサービスから世界中で使われるサービスに

「今日、何つくろう」という課題は、日本のみならず世界共通の課題であると考えています。現在料理レシピの投稿・検索サービス「クックパッド」は日本を含め世界74カ国32言語において利用されています。

このように料理に関する課題は世界共通であり、世界中で料理のつくり手を増やすことがMission実現には不可欠であると考えていますので、当社グループが提供するサービスは、特定の国のサービスとしてではなく、世界中で使われるサービスとなるよう、様々な課題解決を行っていきます。

② 便利なサービスから楽しみになるサービスに

「クックパッド」は、国内においては簡単で便利に、調理の再現性の高いレシピが見つけられるサービスとしての圧倒的なポジションを確立することができました。しかしながら、Mission実現のために必要不可欠な料理のつくり手を増やすためには、「料理が楽しみになる」ことこそ、近道だと考え、多くの人に料理が広がる上での鍵だと考えています。

③ レシピの会社から料理の会社に

レシピは「今日、何つくろう」という課題解決には役立ちますが、料理に至るまでには、食品の生産や、流通、ユーザーの買い物など様々なシーンが存在します。レシピのみならず、料理に至るまでの重要な課題の解決をしていきます。

ウ コーポレート・ガバナンスの強化

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、料理に関連した事業を行っているため、とりわけ社会からの信頼が求められ、この信頼の維持が、当社グループの企業価値の基盤となると考えています。このため、適時適正なコーポレート・ガバナンスを構築し、常に、経営の透明性及び効率性を確保できる体制を整備することが必要不可欠であると認識しています。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

上記①に加えて、企業価値の継続的な向上も、当社グループが社会からの信頼を維持していくには必要不可欠であると考えています。このため、当社は、経営において「監督と執行の分離」が可能な体制を構築することが最も効果的であると考え、2007年7月24日の定時株主総会の決議において、委員会設置会社（現在の指名委員会等設置会社）へ移行しています。過半数を社外取締役から構成する取締役会は、執行役への

大幅な権限委譲を行うと共に、これらの業務執行を独立した立場から監督することで、「業務執行の機動性及び柔軟性」と「適時適正な監督」を両立させることを可能としています。これらの体制に基づき最善の意思決定を行うことにより経営の適正性を確保すると共に、過半数を社外取締役が占める「指名委員会」、「報酬委員会」及び「監査委員会」の3委員会を設置して「監督と執行の分離」の徹底を図っています。

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能は以下のとおりです。

◆取締役会

当社の取締役会は取締役5名（うち社外取締役3名）で構成されており、経営の基本方針を決定すると共に、大幅な権限委譲を執行役に行い、当該執行役の業務執行状況を監督しています。

◆3委員会

1. 監査委員会

当社の監査委員会は、社外取締役3名で構成されています。各々が異なる専門分野を有する社外取締役により構成することで、様々な視点での監査が可能であると考え選任をしています。監査委員会における付議事項としては、取締役及び執行役の業務執行の監査・監督及び株主総会に提出する会計監査人の選任・解任議案の内容を決定することとしています。なお、監査補助者が事務局を担当し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

2. 指名委員会

当社の指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、指名の適正性を確保する体制としています。指名委員会における付議事項としては、株主総会に提出する取締役選任・解任議案の内容を決定することとしています。なお、人事部内に事務局を設置し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

3. 報酬委員会

当社の報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、報酬の適正性を確保する体制としています。これにより、監督する立場から業務執行を公正に評価できる体制が構築できると考えています。取締役及び執行役の報酬等の基本方針の決定並びに個人別の報酬の額及び具体的な算定方法を決定することとしています。なお、人事部内に事務局を設置し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

◆執行役

当社の執行役は、取締役会の定めた基本方針に従い、業務執行に関する事項を決議又は決定しています。

#### ◆監査体制

当社の監査体制は、監査委員会、監査補助者、内部監査担当者が会計監査人及び顧問弁護士と連携し、監査体制を構築しています。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書 ([https://info.cookpad.com/ir/management\\_index/governance/](https://info.cookpad.com/ir/management_index/governance/)) をご参照下さい。

#### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

上記のとおり、当社は、2021年12月24日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランを導入することに関して決議を行いました。本プランは、2021年12月24日付けで効力を生じていますが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本総会において本プランの導入に関する承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとしています。なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://info.cookpad.com/>)において、全文を掲載しています。

当社は、(1)の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等について株主の皆様が適切に判断されることが必要だと考えています。そのために当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組みが必要と考えました。その取組みの一つとして、買収防衛策の導入が必要であるとの結論に達しました。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、適切に開示することにより、警告を行うものです。

#### (4) 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

前記(3)の本プランについては、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、前記(1)の基本方針に沿った

ものです。また本プランは、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が公表している「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。さらに、本総会において、本プランの導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに廃止されるものとして、本プランを導入しており、また、本プランは、本総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プラン廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとしています。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動に際しては、必ず株主総会を招集するものとされています。さらに、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関しては、当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することとし、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重し、独立委員会の判断の概要について、株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこと、対抗措置の発動に関して合理的かつ客観的な要件が設定されていること、デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと等により当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

従いまして、当社取締役会は、当該買収防衛策が株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2017年からの10年をさらなる大きな成長のための事業基盤創りに再度注力する「投資フェーズ」としてしています。従って、事業上獲得した資金をサービス開発、ユーザーベース獲得、ブランド構築等の事業拡大のための投資に充当することを優先するため、剰余金の配当は行わない方針です。

これに基づき、当期の期末配当金を0円に決定しました。

## 連結財政状態計算書

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資	産	負	債
<b>流動資産</b>	<b>22,666,503</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,220,552</b>
現金及び現金同等物	20,410,037	リース負債	347,787
営業債権及びその他の債権	1,709,081	営業債務及びその他の債務	703,061
その他の金融資産	5,529	その他の金融負債	96,068
棚卸資産	44,654	未払法人所得税等	9,347
その他の流動資産	497,202	その他の流動負債	64,290
<b>非流動資産</b>	<b>1,197,309</b>	<b>非流動負債</b>	<b>1,011,627</b>
有形固定資産	657,095	リース負債	886,420
のれん	140,920	引当金	125,207
無形資産	106,707		
その他の金融資産	220,966	<b>負債合計</b>	<b>2,232,179</b>
繰延税金資産	47,257	<b>資</b>	<b>本</b>
その他の非流動資産	24,363	<b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b>	<b>21,029,926</b>
		資本金	5,286,015
		資本剰余金	7,194,224
		利益剰余金	8,985,618
		自己株式	△735,054
		その他の資本の構成要素	299,123
		非支配持分	601,707
		<b>資本合計</b>	<b>21,631,633</b>
<b>資産合計</b>	<b>23,863,812</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>23,863,812</b>

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。

## 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	10,004,258
売 上 原 価	△435,169
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>9,569,089</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△12,243,227
そ の 他 の 収 益	48,169
そ の 他 の 費 用	△6,619
<b>営 業 損 失</b>	<b>2,632,588</b>
金 融 収 益	43,291
金 融 費 用	△5,800
<b>税 引 前 当 期 損 失</b>	<b>2,595,097</b>
法 人 所 得 税 費 用	△373,427
<b>当 期 損 失</b>	<b>2,968,524</b>
<b>当 期 損 失 の 帰 属</b>	
親 会 社 の 所 有 者	2,380,220
非 支 配 持 分	588,304
<b>当 期 損 失</b>	<b>2,968,524</b>

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。

## 連結持分変動計算書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素
2021年1月1日 残高	5,286,015	7,194,224	11,517,831	△2,022	△520,558
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△151,992	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,286,015	7,194,224	11,365,838	△2,022	△520,558
当期損失 (△)	—	—	△2,380,220	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	798,725
当期包括利益合計	—	—	△2,380,220	—	798,725
株式報酬取引	—	—	—	—	20,956
子会社の支配獲得に伴う変動	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△733,032	—
所有者との取引額合計	—	—	—	△733,032	20,956
2021年12月31日 残高	5,286,015	7,194,224	8,985,618	△735,054	299,123

	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	2021年1月1日 残高	23,475,489	1,190,011
会計方針の変更による累積的影響額	△151,992	—	△151,992
会計方針の変更を反映した当期首残高	23,323,497	1,190,011	24,513,508
当期損失 (△)	△2,380,220	△588,304	△2,968,524
その他の包括利益	798,725	—	798,725
当期包括利益合計	△1,581,495	△588,304	△2,169,799
株式報酬取引	20,956	—	20,956
子会社の支配獲得に伴う変動	—	0	0
自己株式の取得	△733,032	—	△733,032
所有者との取引額合計	△712,076	0	△712,076
2021年12月31日 残高	21,029,926	601,707	21,631,633

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRSという）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	16社
主要な連結子会社の名称	CookpadTV株式会社 Cookpad Limited Cookpad Spain, S.L. PT COOKPAD DIGITAL INDONESIA Cookpad MENA S.A.L. Cookpad Rus LLC
連結子会社の変動	
新規：1社（設立による増加）	

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Cookpad India Technologies Private Limitedの決算日は3月31日です。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

### 2. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 金融商品

##### ① 金融資産

##### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を発生日に当初認識しており、その他の金融資産は、契約当事者となった時点で当初認識しています。

金融資産については、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

金融資産（重大な金融要素を含まない営業債権を除く）は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しています。



金融資産は、以下の要件を共に満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しています。公正価値で測定される金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示する取消不能の選択を行った上で、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。

## (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しています。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の損益として認識しています。

## (iii) 金融資産の減損

当社グループは償却原価で測定する金融資産の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しています。この方法では、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識します。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識します。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識します。

信用リスクが著しく増加しているか否かの判定は、以下を考慮しています。

- ・支払期日からの経過日数
- ・債務者の経営成績

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しています。

いずれの金融資産においても、履行強制活動を行ってもなお返済期日を大幅に経過している場合、債務者が破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申立てる場合等、債務不履行と判断される場合には、信用減損金融資産として取り扱っています。当社グループは、ある金融資産について契約上のキャッシュ・フローの全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しています。

#### (iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止します。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

## ② 金融負債

### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債を契約当事者となった時点で当初認識しています。

金融負債については、損益を通じて公正価値で測定される金融負債、償却原価で測定される金融負債に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

### (ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しています。

### (iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

## (2) 棚卸資産

棚卸資産は、商品、貯蔵品から構成されており、取得原価（主に個別法又は先入先出法）と正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しています。また、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。

## (3) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれています。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 2－6年
- ・工具器具及び備品 3－15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

## (4) 無形資産

### ① のれん

企業結合により生じたのれんは、無形資産に計上しています。

当社グループはのれんを、取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しています。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っていません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しています。

### ② その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

## (5) リース

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判断します。

リース負債は、開始日において支払われていないリース料の現在価値で当初測定しています。リースの計算利率又は計算利率を容易に算定できない場合には、通常、当社グループは、割引率として追加借入利率を用いています。リース負債は、リース期間にわたり、リース料の支払いに伴うリース負債の元本返済と実効金利法に基づく金融費用を認識します。

使用权資産は、リース負債の当初測定額に、当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っています。使用权資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却を行います。

なお、短期リース及び少額資産のリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識します。

## (6) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、毎期、減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎期又は減損の兆候を識別した時に見積っています。

資産又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位グループの回収可能価額を見積っています。

減損損失は、資産又は資金生成単位グループの帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識します。資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位グループ内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻入れしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが増加した場合は、減損損失を戻入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れます。

#### (7) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

資産除去債務については、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、計上しています。

#### (8) 収益の認識基準

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2014年5月公表）及び「IFRS第15号の明確化」（2016年4月公表）（合わせて以下、「IFRS第15号」）を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの主たる事業である会員事業及び広告事業について、会員事業の売上収益は毎月末時点の有料会員数に応じて認識し、広告事業の売上収益は広告の掲載期間に応じて認識しています。

## (9) 外貨換算

### ① 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しています。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レートを使用しています。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しています。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。

### ② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識します。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、全て利益剰余金に振り替えています。

## (10) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

## 3. 会計方針の変更に係る事項

当社グループでは、従来よりクラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコストについて、IAS第38号「無形資産」を適用し無形資産を認識しておりましたが、当第2四半期連結会計期間より2021年4月に公表されたIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定に至る議論を踏まえて、コンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのサービスを受領したときにそのコストを費用として認識する方法に変更しました。

この結果、当連結会計年度の期首において利益剰余金に対する累積的影響額を反映したことにより、期首利益剰余金は151,992千円減少しています。

## 4. 表示方法の変更に係る注記

会社計算規則の一部を改正する省令（2020年法務省令第45号）の公布に伴い、会社計算規則（2006年法務省令第13号）が改正されたことにより、当連結会計年度から同規則第102条の3の2第1項に基づき、当連結会計年度から連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直します。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した連結会計年度及び影響を受ける将来の連結会計年度において認識されます。

翌連結会計年度において資産や負債の帳簿価額に重要な修正を加えることにつながるリスクがある項目は以下のとおりです。

### (1)有形固定資産、のれん及び無形資産の減損

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売費及び一般管理費 502,115千円

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「2. 重要な会計方針に係る事項(6)非金融資産の減損」をご参照ください。

### (2)繰延税金資産の回収可能性

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 47,257千円

繰延税金負債と相殺前の金額は、51,837千円であります。

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しています。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上していません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しています。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識します。

当該仮定の変化により、翌連結会計年度における繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権

603千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

1,865,543千円

7. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式数				
普通株式	107,429,400株	－	－	107,429,400株
合計	107,429,400株	－	－	107,429,400株
自己株式				
普通株式	4,011株	3,215,050株	－	3,219,061株
合計	4,011株	3,215,050株	－	3,219,061株

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

現金及び預金は、外貨建て預金を保有しているために為替の変動リスクに晒されています。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクにつきましては、適切な与信管理を実施することにより当該リスクの低減を図っています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末（2021年12月31日）における金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次表には含めておりません。

	帳簿価額 (千円)	公正価値 (千円)	差額 (千円)
その他の金融資産	213,153	213,824	671



(注) 金融商品の公正価値の算定方法  
その他の金融資産

その他の金融資産のうち敷金及び保証金については、敷金及び保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、これらの公正価値はリース期間にわたる将来キャッシュ・フローを国債利回りといった適切な指標で割り引いた現在価値に基づいて算定しています。公正価値で測定する金融資産のうち、非上場株式の公正価値については、合理的な方法により算定しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	201円22銭
(2) 基本的1株当たり当期損失	22円41銭
(3) 希薄化後1株当たり当期損失	22円41銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 企業結合等に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,748,103</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,090,376</b>
現金及び預金	14,612,355	買掛金	3,101
受取手形	13,044	未払費用	97,949
売掛金	1,578,958	未払金	894,597
商 品	18,660	前受金	13,554
貯 蔵 品	16,556	預り金	80,900
前払費用	274,818	その他	272
その他	234,313	<b>固 定 負 債</b>	<b>72,516</b>
貸倒引当金	△602	資産除去債務	72,516
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,176,460</b>		
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>86,020</b>		
建 物	17,347		
工具、器具及び備品	17,727	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,162,892</b>
リース資産	50,946		
		<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>234,303</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>23,701,491</b>
ソフトウェア	82,188	資 本 金	5,286,015
商 標 権	72,232	資 本 剰 余 金	5,285,440
特 許 権	32,335	資 本 準 備 金	5,285,440
の れ ん	46,973	利 益 剰 余 金	13,865,091
そ の 他	573	その他利益剰余金	13,865,091
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,856,136</b>	繰越利益剰余金	13,865,091
投資有価証券	15,990	自 己 株 式	△735,054
関係会社株式	7,583,459	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>60,179</b>
長期貸付金	955		
繰延税金資産	50,608		
長期前払費用	24,362		
その他	180,760	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>23,761,671</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,924,564</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>24,924,564</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

## 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,534,369
売 上 原 価	△88,571
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>9,445,797</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△11,155,793
<b>営 業 損 失</b>	<b>1,709,995</b>
営 業 外 収 益	
為 替 差 益	421,334
受 取 利 息	668
そ の 他	45,900
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	△369
そ の 他	△171
<b>経 常 損 失</b>	<b>1,242,634</b>
特 別 損 失	
減 損 損 失	△67,969
固 定 資 産 除 却 損	△2,980
<b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>	<b>1,313,583</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△114,394
法 人 税 等 調 整 額	3
<b>当 期 純 損 失</b>	<b>1,427,974</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2021年1月1日 残高	5,286,015	5,285,440	5,285,440	15,293,065	15,293,065
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 (△)	－	－	－	△1,427,974	△1,427,974
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	△1,427,974	△1,427,974
2021年12月31日 残高	5,286,015	5,285,440	5,285,440	13,865,091	13,865,091

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
2021年1月1日 残高	△2,022	25,862,498	39,223	25,901,722
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失 (△)	－	△1,427,974	－	△1,427,974
自 己 株 式 の 取 得	△733,032	△733,032	－	△733,032
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	－	－	20,956	20,956
当 期 変 動 額 合 計	△733,032	△2,161,006	20,956	△2,140,050
2021年12月31日 残高	△735,054	23,701,491	60,179	23,761,671

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しています。
- ② その他有価証券 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しています。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。
- ② 貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法（ただし、一部の建物については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2年－6年
工具、器具及び備品	3年－15年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっています。定額法を採用しています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しています。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### ① 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しています。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直します。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した事業年度及び影響を受ける将来の事業年度において認識されます。

翌事業年度において資産や負債の帳簿価額に重要な修正を加えることにつながるリスクがある項目は以下のとおりです。

#### 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 50,608千円

繰延税金負債と相殺前の金額は、55,187千円であります。

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異又は繰越欠損金に関して将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しています。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される将来減算一時差異の解消、予測される将来課税所得を考慮しています。

当該仮定の変化により、翌事業年度における繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 476,370千円  
※有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額を含めています。

## (2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

短期金銭債権	20,964千円
短期金銭債務	298,342千円

## 5. 損益計算書に関する注記

## 関係会社との取引高

営業取引による取引高(支出)	673,252千円
営業取引以外による取引高(収入)	1,800千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,219,061株
------	------------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	485,401千円
未払事業税	4,850千円
売上手数料見積計上否認	25,035千円
地代家賃	28,524千円
未払賞与	17,138千円
固定資産	945,051千円
関係会社株式	2,024,081千円
資産除去債務	22,204千円
その他	8,974千円
繰延税金資産小計	3,561,261千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△485,401千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,020,672千円
評価性引当額小計	△3,506,074千円
繰延税金資産合計	55,187千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△4,579千円
繰延税金負債合計	△4,579千円
繰延税金資産純額	50,608千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	227円43銭
(2) 1株当たり当期純損失金額	13円45銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

クックパッド株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 尾 俊 樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クックパッド株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、クックパッド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

フックパッド株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 尾 俊 樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フックパッド株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第25期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受け、その運営全般について調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

クックパッド株式会社 監査委員会

監査委員長（社外取締役）	北	川	徹	Ⓔ	
監査委員（社外取締役）	柳	澤	大	輔	Ⓔ
監査委員（社外取締役）	伊	賀	泰	代	Ⓔ

以 上